

## 第2部 平成23年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

### はじめに 平成23年度を振り返って

- 平成23年度は、第3次男女共同参画基本計画の開始年度であり、計画達成に向けた第一歩を踏み出す年となった。また、東日本大震災という未曾有の災害と復旧・復興に向けた取組の中で、被災地や地域における男女共同参画の重要性が改めて強く認識されるようになった。

#### 1 東日本大震災に対応した男女共同参画の視点を踏まえた様々な取組（特集参照）

- 東日本大震災復興基本法の基本理念には、「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記され、新たな「防災基本計画」（平成23年12月中央防災会議決定）においても、女性を始めとする生活者の意見を反映すること等が盛り込まれている。
- 他方で、国を始めとして防災や復興に係る意思決定の場での女性の参画割合はいまだ低調な状況にあり、男女共同参画の視点を一層積極的に取り入れていくことが期待される。

#### 2 第3次男女共同参画基本計画の推進等

- 第3次男女共同参画基本計画の各成果目標の現状値については、例えば、国の審議会等委員や民間企業の管理職に占める女性の割合、男女間の賃金格差等を示すデータは長期的には上昇又は改善傾向を示しており、女性の労働力率に表れるM字カーブの底上げも見られる。
- 他方で、男性の育児休業取得率や出産前後の女性の就業継続割合のように目に見えるような変化が明確には表れていない分野もある。出産等を契機に就業を中断した女性が再び働き始める場合、必ずしも本人の希望に沿わずパート・アルバイト等の非正規雇用につくことも少なく、生涯を通じたキャリア形成や資産形成に影響を及ぼすことが懸念される。
- 第3次男女共同参画基本計画における喫緊の課題等である「ポジティブ・アクションの推進」や「女性の活躍による経済社会の活性化」については、新たな議論・取組も進められた。
- 「日本再生の基本戦略」（平成23年12月閣議決定）等において、女性を含む全ての人が社会に参加でき、お互いに支えあう全員参加型社会の実現を目指すことが打ち出された。

#### 3 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

- 新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築について具体的な検討が進められ、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」等3法案が第180回国会に提出された。
- 年金制度に関しても、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大や産休期間中の保険料免除等男女共同参画社会の形成に寄与する方向で制度改革のための法案が国会に提出された。
- 所得税・個人住民税に係る配偶者控除の見直しについては、平成24年度税制改正大綱において、「引き続き、抜本的に見直す方向で検討する」とされている。

#### 4 国際的な動向への対応

- 平成23年10月に女子差別撤廃委員会において、同委員会の最終見解（21年8月）についての我が国政府のフォローアップ報告に対する審査が行われた。また、第56回国連婦人の地位委員会（24年2月～3月）では、我が国が主導して提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択された。

- 平成23年9月に米国で開催された「APEC女性と経済サミット」で採択されたサンフランシスコ宣言は、女性の経済への完全参加を妨げる4つの主要課題を克服すべきことを明らかにし、同年11月の閣僚会合や首脳会議の成果文書に反映された。

## 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 第39回男女共同参画会議（平成23年7月）では、専門調査会における今後の調査方針等を決定した。第40回の会議（24年3月）では、専門調査会からの報告や各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」等を踏まえ、「今後の取組事項について」を決定した。
- 「雇用・セーフティネットの再構築」に関する施策について、監視専門調査会において監視を実施し、その結果を中間整理として取りまとめた。
- 平成23年5月、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関するフォローアップを監視専門調査会において行った。その後、同年8月、このフォローアップ結果等を踏まえた政府報告書を女子差別撤廃委員会に提出した。
- 基本問題・影響調査専門調査会の最終報告（平成24年2月）では、「女性が活躍できる経済社会の構築に向けて」、「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」において、必要な施策の方向性や具体的な推進方策を提言している。

## 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 男女共同参画会議は、平成24年3月に、専門調査会で整理を行った諸外国の事例等を活用し、ポジティブ・アクションの導入等を検討するよう政党への働きかけを行うことを決定した。
- 人事院は、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を平成23年1月に改定した。同指針に基づき、各府省は「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、取組を進めている。
- 平成24年3月、男女共同参画会議は、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むことを決定した。

## 第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 所得税・個人住民税の配偶者控除については、平成24年度税制改正要望において、厚生労働省と内閣府との共同で見直しの要望を行ったが、引き続き検討することとされた。
- 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等を内容とする制度改正法案を第180回国会に提出した。
- 政府は、平成23年8月、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関するフォローアップ報告書を取りまとめ、女子差別撤廃委員会に提出した。
- 内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

## 第4章 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 内閣府では、「男性にとっての男女共同シンポジウム」を全国3か所で実施した。また、ホームページ上に、「男性にとっての男女共同参画」を新設した。さらに、固定的性別役割分担意識の実態や日常生活の意識・活動にもたらす影響等、男性に関する総合的な調査研究を実施した。
- 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月）の中で、「男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進」を挙げており、文部科学省としては、その記述に基づき、各都道府県教育委員会等や学校に対し周知を図っている。

## 第5章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 文部科学省では、平成24年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。
- 厚生労働省では、「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」（平成22年8月）の普及・啓発に努めている。
- 厚生労働省では、平成23年2月から「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催し、同年9月に報告書が取りまとめられた。同月からは、労働政策審議会で検討を行っている。
- 厚生労働省では、経営者団体と連携し、企業のトップをメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、企業が自主的かつ積極的にポジティブ・アクションに取り組むことを促している。
- 厚生労働省では、マザーズハローワーク等において、きめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施している。
- 経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行っている。
- 基本問題・影響調査専門調査会では、「新たな分野や働き方における女性の活躍」、「制度・慣行の見直し、意識の改革」及び「多様な選択を可能にする教育やキャリア形成支援」の3つの重点分野に関する施策の在り方等を提言した。
- 経済産業省では、女性の活躍推進を中心としたダイバーシティ推進による経営効果、ダイバーシティ推進に向けた課題と改革の方向性について調査研究を実施した。

## 第6章 男女の仕事と生活の調和

- 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」は、平成23年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」を取りまとめ公表した。
- 平成23年4月から一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が、常時雇用する従業員数が101人以上企業へ拡大したことから、厚生労働省では、「行動計画」の策定・届出等の促進を図っている。
- 平成24年3月末に「子ども・子育て支援法案」等3法案を第180回国会に提出した。
- 子ども手当については、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成23年4月1日に施行された。

- 厚生労働省では、平成23年度において、「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を24年度末まで更に延長し、保育等の充実・拡充を行っている。

## 第7章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 農林水産省では、「農山漁村女性の日」を中心とした記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、普及啓発等を推進した。
- 農林水産省では、女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施した。
- 農林水産省では、地域資源を活用した生産・加工・販売等に取り組む女性グループ等の起業活動への支援を行い、女性の経済的地位の向上を図った。
- 農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

## 第8章 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 厚生労働省では、非正規労働者への雇用保険の適用拡大について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組んでいる。
- 雇用保険制度において、基本手当の算定基礎となる賃金日額の引上げや再就職手当の給付率の引上げを行い、セーフティネットとしての機能強化を図った。
- 厚生労働省では、平成23年度においては、安心こども基金を活用して、高等技能訓練促進費等の支給期間の拡大やひとり親家庭等の在宅就業の環境整備の推進等の支援を実施した。
- 文部科学省では、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進めている。
- 厚生労働省では、「地域若者サポートステーション」を設置し、ニート等の若者に対し、個別的・継続的支援を行うとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの誘導を円滑に行い、その職業的自立支援を推進した。

## 第9章 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 平成23年度において、新しい「高齢社会対策大綱」の策定に向けた検討を開始した。
- 文部科学省では、検討会において、高齢者の生涯学習及び社会参画の現状と課題について整理し、「長寿社会における生涯学習の在り方について」を取りまとめた。
- 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。
- 「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成23年6月に成立し、24年4月から施行された。
- 「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成23年4月、国会に提出された。法案は、一部修正の上、可決・成立し、同年8月に施行（一部を除く。）された。

- 文部科学省では、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行うことのできる体制の整備を支援するため、日本語指導等を行う教員を配置するための教職員定数の加配措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施、外国語が使える支援員の配置等の取組を実施している。
- 法務省の人権擁護機関では、常設人権相談所において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。

## 第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 警察では、被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保等に努めている。
- 法務省の人権擁護機関では、平成23年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設けた。
- 厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。
- 内閣府では、「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）を実施した。
- 内閣府では、「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス」を実施している。
- 内閣府では、平成23年度において、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布した。
- 内閣府では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成した。
- 警察では、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、平成23年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。
- 「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでいる。
- 人身取引対策に関する関係省庁では、平成23年7月、関係省庁連絡会議において、「人身取引事案の取扱い方法（被害者の保護に関する措置）」を申し合わせた。
- 総務省では、研究会において検討を行い、平成23年10月にはスマートフォンにおけるフィルタリングの在り方及び必要性等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言を取りまとめた。

## 第11章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、平成23年度第4次補正予算において、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、引き続き国庫補助と地方財政措置により支援を行っている。
- 厚生労働省では、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進している。また、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する事業を実施している。
- 文部科学省では、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材を作成し、中高校

生に対し配布するなど、学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

- 厚生労働省では、乳がんや子宮頸がんについて、検診無料クーポン券等を配布する事業を実施し、受診率向上に取り組んでいる。さらに、平成22年度から24年度までの間、子宮頸がん予防のためのワクチン接種を緊急に促進するための予算を確保し、予防への取組も推進している。
- 厚生労働省では、離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介等を実施している都道府県に対し、財政的に支援している。
- 文部科学省では、生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進している。また、女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチング等の研究開発を実施している。

## 第12章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことなどの重要性についての指導を行っている。
- 独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学教職員を対象とした「大学職員のための男女共同参画推進研修」を実施した。
- 中央教育審議会においては、平成23年1月、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が答申された。
- 平成24年3月卒の高校新卒者の就職状況（24年3月末現在）については、女子の就職内定率が男子に比べて低いなど、全体的に厳しい状況であることを踏まえ、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、「高等学校就職支援教員」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

## 第13章 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 総合科学技術会議は、独立行政法人・国立大学法人等における女性研究者の活躍を促進するための取組等の調査結果を、平成23年7月（平成22事業年度分）、24年3月（平成23事業年度分）に取りまとめ、公表した。
- 日本学術会議では、科学者委員会男女共同参画分科会の審議結果を取りまとめ、平成23年9月に「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」を公表した。
- 文部科学省では、出産・育児・介護と研究を両立するための環境整備を行う取組を支援する「女性研究者研究活動支援事業」を実施しており、新たに10機関を採択した。

## 第14章 メディアにおける男女共同参画の推進

- 内閣府では、関係省庁、団体等と連携し、青少年のインターネット利用環境実態調査や諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査等の施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、有識者による青少年インターネット環境整備法の施行状況等の検討を推進している。
- メディア業界に関する有識者による調査検討委員会において、メディアにおける女性の参画に

関して調査を実施し、調査結果を報告書として取りまとめた。

## 第15章 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、課題解決のための活動の充実等に際し、適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣している。
- 独立行政法人国立女性教育会館では、社会活動を行っている女性を対象に、「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」を実施した。
- 内閣府では、男女共同参画の視点からの防災・復興対応について、ホームページ等で周知している。
- 内閣府では、男女共同参画局職員が東日本大震災の被災地での調査で聞き取った女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例、女性の就労等の支援情報等に関する事例等を取りまとめ、周知・働きかけを行った。また、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県において、震災に関連する女性の悩み全般に関する相談や、女性に対する暴力に関する相談窓口を開設した。24年2月11日からは、福島県を加えた3県において、実施している。
- 厚生労働省では、被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業等を理由とする解雇や性別を理由とする解雇等の相談について、被災地域等に雇用均等特別相談窓口を設置し、トラブルの未然防止に向けた指導を実施した。
- 防衛省では、地震発生当日から、最大時で10万人を超える隊員が被災者の救助や物資輸送等に従事した。中でも、女性被災者への配慮という観点から幅広く女性自衛官が活躍した。
- 警察庁では、女性警察官等が避難所等を訪問して、被災者に寄り添い、親身になって相談を受けるなど、支援活動を行った。
- 東日本大震災からの復興過程における男女共同参画を推進するため、復興庁に男女共同参画班を置くとともに、各復興局に男女共同参画担当を置いた。
- 第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が2012年3月9日に採択された。

## 第16章 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 平成21年8月に公表された女子差別撤廃委員会の最終見解に基づき、23年8月、フォローアップ項目（女性の参画拡大のための暫定的特別措置の導入及び民法改正等）について報告書を提出した。同年11月、同委員会の見解が公表された。
- 2010（平成22）年6月のG8ムスコカ・サミットにおいて、「ムスコカ・イニシアティブ」の下、母子保健分野で、2011（平成23）年から5年間で、最大500億円規模（約5億ドル相当）の支援を追加的に行うことを表明した。
- 防衛省・自衛隊では、女性の自衛官及び事務官等を国際平和協力活動の現場に派遣している。近年では、例えば、平成23年3月から同年9月まで、国連東ティモール統合ミッションにおける軍事連絡要員として、個人派遣では初めて女性自衛官1人を派遣した。
- 2011（平成23）年第66回国連総会第三委員会においては、平敷淳子氏を日本政府代表顧問に任命し、また、2012（平成24）年の第56回国連婦人の地位委員会においては、橋本ヒロ子氏を日本代表に任命し、それぞれ政府代表団の一員として派遣した。

○ 2011（平成23）年5月、OECD閣僚理事会と併せてフォーラム（OECD Forum 2011）が開催され、我が国からは末松義規内閣府副大臣がパネリストとして出席した。

2011（平成23）年9月、米国において「APEC女性と経済サミット」が開催され、我が国からは中塚一宏内閣府副大臣、中野譲外務大臣政務官、民間からの代表者が出席した。

また、2012（平成24）年3月、「APEC横浜フォーラム：女性とリーダーシップ」を我が国主催によるAPEC自主財源プロジェクトとして開催した。

2011（平成23）年11月、カンボジアのシェムリアップにおいて「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、我が国からは中塚一宏内閣府副大臣が出席した。